

決算認定 特別委員会

平成30年度 決算認定 特別委員会 結果報告



令和元年11月6日・7日・8日及び11日の4日間にわたり決算認定特別委員会を開催しました。

理事者及び関係課長等の出席を求め、11月26日には議員間討議を行い、12月17日に監査委員から意見の報告があったため再度理事者に見解を求めました。12月23日には付された各種会計並びに公営企業会計の決算審査を行い、いずれも認定すべきものと決定しました。

審査意見

当委員会の審査結果として、次のとおり意見を付すものであり、今後の行財政運営に反映し、事務事業を執行されたい。

健全財政・行政改革と総合計画の進捗管理について

SDGsを推進するためには、まず、財政が持続可能でなければならぬ。行政改革大綱等に基づく行政改革や事務改善が遅滞している。今後、元利償還金、

人件費、老朽化施設の維持管理費等が増加してくる。

また、基金収支についても赤字が続ぎ、財政調整基金は5億円をきっている現状からすると、今後の予算編成は予断を許さない状況である。

改革プラン、補助金見直し、施設見直し等の方針が示されているが、着実な実行が求められる。また、必要に応じては抜本的な方針の見直しも含め、遅滞なく取り進める必要がある。その中で町民の負担については、許容の範囲で受け止められるよう丁寧な説明を行いなから理解を求めていく必要がある。

また、働き方改革が求められている中、事務事業の改善が一向に進まず、業務が積み重なり職員はオーバーワークの状態である。抜本的な機構改革の再考と効率・効果的な事務事業の改善が緊要である。

特別決議、付帯意見等の取

り扱いについて

議会から理事者への意見、提言等については十分尊重し、しっかりと職員へ伝達するとともに職員のやる気の醸成に努める必要がある。自治基本条例の改正に当たり議会との協議の場を設けることを強く求めるものである。

医療福祉連携について

町立病院について、町民が利用しやすい環境整備を行い利用者の増加を図る必要がある。

指定管理、業務委託について

指定管理については、行政は実状に合った指導監督を徹底するとともに第三者の検証が必要である。指定管理者の決定にあつては、雇用者、所有すべき機械等地域社会に及ぼす影響を総合的に勘案しながら、機械的に処理することがないよう取り進める必要がある。

「しもりんどームパーク」構想は、連携協定を締結し

た大手企業へ発注した業務であるが、町民参加もなく、実情や実態を踏まえた調査とは言い難く、発注方法などを含め適切性に疑義がある。元年度に詳細を分析し調査することであることから、町民への情報開示のもとで町民参加と合意を得ながら、実現性に乏しいたたき台の提示ではなく実現の可能性がある適正な構想が示めされなければ議決の趣旨に従ったものとは言えない。

会計年度任用職員について

町職員における非正規職員の占める割合は増加しており、公務の中心的な担い手となっている。そこで、まず、非正規職員が担う仕事の実態と置かれている現状を十分に把握する必要がある。その上で、会計年度任用という弱い立場の職員の労働条件や職場環境などにも十分な配慮がなされ、不安を抱かれないよう明確な方針を示し適切に対処す